

令和元年12月23日

山口市議会議長 坂井芳浩様

山口市議会議会改革検討協議会  
会長 重見秀和

山口市議会改革に関する検討結果について（答申①）

令和元年11月1日付で議長から諮問のあった山口市議会改革に関する検討事項のうち、一定の結論に達した事項について、下記のとおり答申します。

記

1 答申事項

各会派から提案された議会活動の充実強化のための改革に関する事項のうち議長が必要と認めた事項（28項目）のうち、以下の3項目。

諮問事項16

山口市議会会議規則第2条第1項（欠席届）の改正について

諮問事項27

議会図書室（新庁舎整備に向けた図書室のあり方）

諮問事項28

議会図書室の充実（資料等の充実）

2 答申内容等

別紙のとおり

<p>諮問事項 1 6</p>	<p>山口市議会会議規則第 2 条第 1 項（欠席届）の改正について</p>
<p>提案趣旨等</p>	<p>育児・介護休業法が改正（平成 2 9 年 1 0 月 1 日施行）され、介護や育児をしながら働く方や有期契約労働者の方が、育児・介護休暇を取りやすくなった。欠席の理由に「事故」のためではなく「育児、看護、介護、疾病その他の」を追加し明文化してはどうか。</p>
<p>答申内容</p>	<p>議員活動と家庭生活の両立に向けた環境づくりを進めることにより、議員のなり手不足解消へもつながっていくことが期待できることから、提案のとおり、山口市議会会議規則第 2 条第 1 項及び同第 9 1 条第 1 項中に、「育児、看護、介護、疾病その他の」を追記するよう会議規則の改正を行うことについて異議なしとの結論に至った。</p> <p>改正案は以下のとおり。（下線部を追記。）</p> <p>第 1 章 会議 第 1 節 総則 （欠席の届出）</p> <p>第 2 条 議員は、<u>育児、看護、介護、疾病その他の事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第 2 章 委員会 第 1 節 総則 （欠席の届出）</p> <p>第 9 1 条 委員は、<u>育児、看護、介護、疾病その他の事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>附帯意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児、看護、介護、疾病」の具体的な対象範囲等は明文化しないが、改正規則の運用に当たっては、これまでの取り扱いのとおり、議員各人が自覚をもった常識的な行動をとることを基本とする中で、案件に応じた議長判断によるものとする。</li> <li>・「配偶者の出産」については明文化しないが、「育児、看護、介護、疾病その他の事故」に含まれるものとする。</li> </ul>

<p>諮問事項 27</p>	<p>議会図書室（新庁舎整備に向けた図書室のあり方）</p>
<p>提案趣旨等</p>	<p>調査研究活動のための方策のひとつとして、議会図書室の充実を提案する。現状は資料の保管のみとなっており、図書室の機能とは言えない状況である。</p> <p>新庁舎の建て替えがあることから、図書室のあり方を検討し、どのような図書室が良いのか、蔵書のあり方を含め調査研究をすべきと考える。</p>
<p>答申内容</p>	<p>議会図書室の機能充実が必要であるとの共通認識のもと、新庁舎整備に向けた議会図書室のあり方等を検討する際には、以下の4点についての検討が必要との結論に至った。</p> <p>(1) レファレンス機能の検討  司書の配置、あるいはパソコン等の情報端末の設置等によるレファレンス機能の検討</p> <p>(2) 市立図書館、県立図書館等との連携  膨大な蔵書数を誇る公立図書館等と連携した所蔵資料等の検索機能の検討</p> <p>(3) 市民への情報開示機能の付加  議員だけでなく、市民及び職員の利用も考慮した設置場所等の検討</p> <p>(4) 必要な図書をそろえるための予算の確保  図書・資料を充実させるために必要な予算の確保</p>
<p>附帯意見等</p>	

諮問事項 28	議会図書室の充実（資料等の充実）
提案趣旨等	調査研究する際に困ることがないように、議会図書室の資料等を豊富にしてほしい。特に合併を経ているため、その当時の資料を確保してほしい。
答申内容	調査研究に当たっては、市議会事務局を積極的に活用するとともに、図書等の充実など議会図書室の運用等に関わることについては、必要に応じ、会派代表者会議等で議論することが望ましいとの結論に至った。
附帯意見等	